

## 第9回とくち佐波川かわまちづくり協議会議事録

日 時 令和5年11月24日(金) 10:00~12:00  
場 所 徳地文化ホール2階 会議室

### 【出席委員】

会長(徳地地域づくり協議会)	板 垣 幸 男
副会長(出雲地域づくり協議会)	吉 松 桂 二
関係自治会を代表(須路下自治会)	藤 本 達 也
徳地商工会(青年部長)	則 安 聰 一 郎
シニア山口(山口市老人クラブ連合会)徳地支部	山 本 清 作
山口市連合婦人会 徳地支部	蕨 昭 子
山口観光コンベンション協会徳地支部	池 田 大 乗
佐波川漁業協同組合	中 島 伸 廣
とくち夏祭り花火大会実行委員会	野 村 新 一 郎
とくぢ行って美夜実行委員会	安 田 紀 之
一般募集	有 近 隆 司

### 【欠席委員】

徳地中学校PTA	友 景 太 一
中央小学校PTA	粟 屋 浩 一 郎
山口市民生委員児童委員協議会	藤 井 初 代
徳地ふるさと資源活用協会	北 川 武 典

【事務局】 徳地総合支所 土木課

【オブサーバー】 国土交通省

【次第】

- 1 会長挨拶
- 2 かわまちづくり計画(案)について
- 3 かわまちづくり計画について
  - 1) 今後のスケジュールについて
- 4 その他

## 【議事録】

藤田課長

では、次第に従って事務局から説明をさせていただく。  
配布した「様式B」に、8回目までに皆さんで協議していただいたことが  
書いてあるが、これが先日、国のヒアリングの時に提出した資料である。  
今まで協議会で話をしてきた3つのブロックを形にして、今回これで提  
出している。

計画案については、今並行して書類を作成しているところであるが、概  
略もほぼ固まつていて、ハード政策は皆さんと協議した内容で作ってい  
る。ソフト施策は、ワークショップなどで各ブロックについて検討いた  
だいた内容で具体的に作成していきたいと思っている。22日の国のヒア  
リングの内容、特に、本省の方からご指摘をいただいた部分は、国交省  
のほうから後でご紹介していただくこととしている。

今まで3ブロックの計画案を検討してきた。北野の左岸ブロック、特に佐  
波分校のエリアについては、皆さんご存じのとおり、佐波分校の廃校の  
期限は決まっているが、その後の具体的な見通しはまだ立っていない。  
県からもまだ市の方に紹介やアクションは起こっていないという状況に  
ある。今回、国と市で協議をして、佐波分校の今後の方向性がある程度  
見えないと今後の利活用が出せないということで、この北野左岸ブロッ  
クについては今回の計画申請には出さずに、他の2つのブロックで出  
していきたいと考えている。なかなか見通しができないものを計画に出し  
ても、国がそれを実現できるものとして認めてくれないので、この2ブロ  
ックで計画申請は正式に提出をしていこうと考えている。

国交省

22日の午後から本省のヒアリングがあった。指摘があったところとヒア  
リングの内容について話をさせてもらう。

ヒアリングの項目は結構あって、まず利活用とか地域の課題、必要性、具  
体的な活用方法というところだが、地域の課題というのは、この協議会  
でもずっと話があるように、利活用の要望はあるが水辺に近づけるよう  
なものがないとか、サイクリングロードはあるがトイレがないとか、そ  
ういう利用者の利便性の確保というところが非常に課題であるとい  
うことである。

あと、利活用の必要性ということも協議会でこれまで話しているが、  
水辺とまちづくりとあわせて一体活用していくということで、元々これ  
らは出雲地域づくり協議会の方で要望書等も出されているという話を  
している。そういう地域の機運が高まっているという話をしているので、

これについても特段意見をいただいているではない。本省の方からも、ここは地域の機運が高まっているので、その地域の機運を損なわないよう、最大限、地域の意向を汲んで計画書の策定をしてもらうようにという話をいただいている。

それから、具体的な活用方法についてはまだ検討中や協議中のものがあるが、とりあえず本省のヒアリングでは、今やっている重源の話も含めて、森の体験に合わせての川の体験とか、自然体験、体験型のモデル構築、花火大会、ホタル鑑賞など、市内外からの集客を具体的な利活用で行つていきたいということを話している。実施主体とかその辺については若干の課題があるので、協議会でこのあたりは詰めていく必要があるという指摘をいただいている。

それから、新しい話で、今年度以降のかわまちづくりの登録については、水辺利用というところが主に当たるが、安全に河川の自然環境に触れることができる空間の創出というところの、安全にという部分が非常に必要であるということを言われている。これまでには基本的な方針とか、ハード、ソフトとかの政策の内容とか、推進主体とか、利活用の計画、維持管理というようなことを計画書に記載することになっていたが、これらに加えて、安全面に係る配慮事項、例えば、佐波川のとくぢかわまちづくりでは、水辺の利用で合流点付近の河川の整備、カヌーで降りることが出来るような水辺の坂路の整備ということを盛り込んでいる。どのような団体がどう利用するのかというところもあるが、一つの例としては、RACという、河川財団がやっている水辺の安全講座、水難事故とかの防止をするための資格支援の取得。また、それに固執はしていないので、例えばカヌーとか、SAPとかという話であれば、インストラクターであるとか、そういう安全利用に資する配慮事項というのを、新たに追加で計画上記載する必要があるという指摘をいただいている。

あとは、まちづくりとの一体性とか市の計画とあわせての話になるので、大きな指摘というものはない。目標設定についてはまた今後、この協議会の中で図っていくことにはなるが、国交省と市の方で、どういった目標を掲げてこのかわまちづくり協議会の中で審議するのかという内容について、まだ協議会に諮っていないので私の方から言い出せないが、最終的な目標値も本省に話をして、こちらについても特別本省から指摘はなかった。

あと利活用の話だが、先ほど藤田課長の方からも話があったが、本省に出したヒアリングの段階では、北野橋の左岸ブロックは協議会の中で箇所を絞って出すという話がまだできてなかつたので、3ヶ所の案で一旦

出している。ただし、佐波分校の廃校後の利活用の見通しというところが全くないというところがあり、これは継続審議をしていくという話をしているので、この辺をどうするのかということがある。

あと、水辺の利用環境と健康作りに関するサイクリングロードのトイレ整備、出雲合橋のところの高水敷の生成とか販路整備にかかるところ、こういったところの話をブロックを分けてするときに、ここで、何をどういうふうな利活用をしたいのかというコンセプトをはっきりさせてほしいという話を本省からいただいているので、各利用場所ごとのコンセプト、健康作りをしていくのかとか、水辺の利活用などのにぎわい創出をしていくのか、又は高水敷のイベントとか、地域の集まる賑わいの場の創出をするのかとか、実際に事業実施した後の利活用に大きく関わってくるが、そういったゾーニングごとのコンセプトについて意見をいただいているので、そこについて、この協議会で今から利活用の話をしていかないといけない。利活用、誰が、どういう推進主体で、どのように管理していくのか。ハードそのものの管理、例えば護岸が壊れたとかといったところは、公共物なので公共機関が当然やるが、利活用は協議会の実施主体がどのように活用していくかということになってくるので、そことあわせて、コンセプトを決めていくということを指摘された。

藤田課長

以上が、先日、国ヒアリングを受けた中で指摘を受けた部分である。先ほど話したように、北野橋付近については、利活用の部分が作れないというかできないということ、佐波分校との絡みがあるということで、2ヶ所に絞って今回は提出をしたいと思っている。

今後の協議会のスケジュールは、配布しているとおり、今日9回目の協議会を行って、大変申し訳ないが、1ヶ月後の12月22日に10回目をやりたいと思っている。

計画を作る中でハード整備は概ね出来ているが、利活用の部分、特に先ほど国交省が言われたように、各場所ごとのコンセプトをどこに置くかということを協議会の中で詰めてもらって、計画書の中にそれを入れ込みたいと思っている。スケジュール上、12月にこれをある程度固めて、山口市の庁内の決裁をとっていきたいと思っている。それから、年明けに協議会を開いて、山口市の決裁の形を示した上で、年度末に最終確定をし、新年度4月以降に、計画案に示しているとおり市長の印鑑を押した計画書を国に提出したいという思いである。

ハード整備については、先ほども言ったようにある程度固まってきているが、利活用については、皆さん協議された部分を先日のヒアリング

の資料に上げているが、計画書は各ブロック、特に合流点と出雲合橋についてそれをより具体化した内容にしていくというのが求められている。先ほども言ったように、コンセプトの部分を明確に、ここで何をしたいのか、賑わいの創設を主体に取り組むのがメインなのか、健康作りに特化した、ウォーキングを主体としたものがメインなのかというようなコンセプトをある程度絞っていかないといけないと思っている。

委員の皆さんからのご意見とご質問等があればいただきたい。

A委員

配布された資料に「様式5維持管理計画書」というのがある。読んでみると、具体的に地域が積極的に維持管理にあたるというようなことが書いてある。そうすると、特別に周辺の自治会にお願いして維持管理にあたらないといけないのかとか、いろいろな団体がそれに関わらないといけないのかとか、文面をみると重い感じがして負担も大きいと思ったが、その辺の維持管理の面はどうなのか。

藤田課長

国が求めている計画書には、利活用計画と維持管理計画を記載するよう提示がある。書き方はいろいろあるが、基本的には、利活用する団体に日常的な維持管理をお願いしたいと思っている。

先ほど国交省が言わされたように、ハード部分の維持管理は、当然行政が担うべきところであり、建物や施設を作った部分の維持管理は行政のほうでするので、日常的な清掃などを使用団体というか、利活用していく団体に分担をしていただきたいということである。それは、利活用されるタイミングで清掃やイベント等を実施されるであろうということで、あまりひとつの団体にずっと押しつけるような形でやると負担になつて利活用できないという形になるとを考えているので、今後利活用計画を作っていく中で、日常的な維持管理の部分をどのように分担できるかというのを協議したいと思っている。

A委員

既に既存の団体、例えば、出雲地域づくり協議会は8月にウォーキングの傍ら清掃をやっている。もうそれで充分対応できていると思っているし、商工会もいくつか行事をやっていて、当然責任をもつて後片付けなどもされていると思う。実際使っている団体がそういう活動をしている。そういうことである程度維持管理が出来ていると思っているので、今後、利活用は、そういう維持管理が出来る団体が責任を持って清掃などをしてもらうということで乗り切れるかと思うがそれでよろしいか。

藤田課長

計画書の書き方はそういうふうになると思う。利活用の団体が明確に決まれば、また協議をして、月ごとなどのタイミングで維持管理の部分を担っていただきたい。いろいろ話があったように、それを受けける大きな枠は、スタートしていく段階の中で広がって一つのものになっていけば一番いいと思う。すぐに法的なものを立ち上げるというのは難しいところもある。具体的には、これが出来上がった後すぐに利活用がスタートしていくので、利活用をする中で団体がみんなで一緒にやろうというような形になっていくと一番いいと思っている。

A委員

将来何かを作つてみんなでやっていこうという形ではなくて、既存で取り組んでいることをベースにしながらやっていこうということでよろしいか。

会長

作るならもうNPOを立ち上げたほうがよい。そんなに難しいものではない。

B委員

今の議論からいくと、A委員が言われているのは、一つの団体、商工会なり婦人会なり観光協会なりそれぞれが維持管理をやる。会長が言われているのは、ひとつのきちんとしたものを作つてから維持管理をやる。どっちが一番いいのか。老人クラブも婦人会も観光協会もそれぞれ一生懸命やられていると思う。でもバラバラになってしまいうといふか、バランスをとるために、NPO法人といふのは立ち上げたことがないからわからないが、会長が言われるには簡単にできるということなので、それを立ち上げたらどうか。いい部分と悪い部分が両方あると思う。その辺の議論になると思うが、今、会の代表の方がそれおられるので、いろいろな考えがあると思うし、国交省の考え方、藤田課長の考え方もあると思う。みんなのためにいいのが一番いいと思う。なかなか結論が出にくくいとは思うが、その辺を最初に決めておかないと、そのうち誰かがやるだろうということでは、振り返つたら誰もいなかつたということになりかねないと思う。

C委員

今の話は前回の会議でも出たし、行政はこの1ヶ月間でここまで詰めてくれた。ソフトの部分をどうするのかというのは、かわまちづくりに関する事業の運営組織を作ろうというふうに自分は理解していたし、実際、吉松委員もその方向で動いていると聞いていたので、それに反対する人はいないと思う。各団体はそれとかわまちづくり以外のところもい

っぽいやっているので、かわまちづくりに特化した組織を作らないと、今行政が投げたボールを我々民間がどう返すかの話が進まないと思う。それをNPOにするのかどうするのかはわからないが、組織を作つて運営する形を早く整えないと、今は行政がどんどん進んでいるので、民間の方が早く受けないといけない。

会長 次回の会議は12月22日と決まっているし、1月から3月はすぐ過ぎていく。だから、今年中にこの話は煮詰めておかないといけない。この会議とは別に関係者を集めたほうがよい。

C委員 今までの会議は行政が集めていたが、今度はA委員が声をかけて民間で集まって、そこにオブザーバーで行政に来てもらう形にしてこの話を煮詰めていかないとまとまらない。

会長 婦人会にしても商工会にしても地域づくり協議会の中に構成団体としてあるが、地域づくり協議会でやることには無理がある。だから、別に法人を立ち上げて別組織でやつたほうがよい。

C委員 行政からゾーン別にコンセプトを作れと言われている。例えば、出雲合橋のところのゾーニングを中心にやっていくのは商工会青年部のグループだとか、合流点のところはどこだとか決めて、そこにリーダーシップを発揮してもらってイニシアティブをとってもらえば、そんな難しくないと思う。自分は佐波分校の方向性が固まってきたら、観光協会挙げて頑張ろうと思う。それまでは二つのゾーンで頑張ってほしい。

D委員 佐波分校の権利はどこがもっているのか。

藤田課長 山口県教育委員会である。

D委員 買いたいとか使いたいとかいう人がいるのか。

会長 それはまだである。学校がもう2年間はある。

B委員 山口県教育委員会指導課が窓口ということだけが決まっている。どのような活動でどのような折衝をしているのか全くわからない。

- A委員 例えば、維持管理については、既存で使っている団体等で維持管理する  
というくらいで計画書に載せることができるのか。
- 会長 そこが消極的である。動き出してから作ればよいというようにこの前も  
感じた。そうではなくてNPO法人を立ち上げればよい。NPO法人の立  
ち上げをやろうと思えばコンサルはいくらでもいる。
- A委員 実現可能なのであればそれでもよいが、こちらが慎重になったのは、現  
実問題として、維持管理がそれほど大きな負担なく始めることができる  
ようにと思った。後々は作らないといけないとは思っている。
- 会長 NPO法人を立ち上げておけば、いろいろな交付金がある。今の段階だ  
と何にもない。
- A委員 使用する団体は、責任をもってやると思う。
- 会長 絶対にやらない。
- C委員 イメージとしては、板垣さんが会長なので、全体は徳地地域づくり協議  
会でよいと思う。事務局は、Aさんが言い出したのでやってもらって、E  
委員が出雲合橋のところ、F委員がイルミネーションを中心に考えると合  
流点の辺り。もちろんE委員やF委員だけというのではなくて、関係団体  
全部が協力して全体を作り、それぞれのグループ長みたいな感じで割  
り振れば、あとはNPO法人の作り方を教えてもらつたらなんとでもなる  
のではないか。もう時間がない。来年4月に計画を出す。それがなかつた  
ら出せない。
- A委員 いろいろな人がいて、いろいろなことがあるので、まずは抵抗なく維持  
管理をやり始めることができたら、発展してくるかと思った。
- G委員 維持管理の話だが、現実にまだ何ができるとか何も決まってない状態  
で維持管理の話を詰めてしても、誰がどこでどういうふうにするのかと  
いう話になる。今の話だと、やっぱり受け皿が先に出来て、そしてどのよ  
うなものが出てくるのかによってそれを使用していく。例えば事業者  
であれグループであれ維持管理をどうしていくか。今何も絵がない状況  
で維持管理をどうしていくかと言われても、議論のしようがないと思う。

- B委員 その観点からいくと走りながらやるということか。
- D委員 この前トイレの話とかいろいろな案がでた。いい話を案として出してもらつたらよいのではないか。
- G委員 様式Bの中に具体的にキャンプ場とかフリマとかいくつか出ているが、これもあくまで案である。規模にしても何にしても、これを決定して、これを作っていくという訳ではない。
- 藤田課長 まだ規模は当然決まっていないし、具体的なものも決まっていない。皆さんとこれまでずっと話をしてきた内容がそこに載っている。だからそれを基本ベースに計画書を作るということである。それはもうほぼ変えることはない。
- G委員 だから、これらが出来るだろうということである。出来たときには誰がどう維持管理をしていくのか、もしくは、維持管理だけでなく、他の窓口の振り分けも要るのではないかと思う。いろいろなものが出来てくるので、そういう受け皿として、NPOか何かわからないが、それが行政側としては必要だということであろう。
- 藤田課長 そうである。本当なら、国としては計画書中に何か書いてほしいという思いがある。ただ、市としてはそこまで求めることが出来なかつたので、計画書にはそういうものを検討しているという書き下しにすることを吉松委員と話して、この前のヒアリングに臨んだ。だから方向性としては、やはり言われるように、これが出来上がってスタートする段階では、ある程度どこがやるというところが決まるような形がよい。市も国も求めているところは最終的にそこである。
- 会長 防府はもう事業が終わっていると思うが、どういう形で維持管理されているのか。
- 国交省 防府市がかわまちで整備をしたのは、キャンプ場と、あまり知られていないが、新橋の周辺をぐるっと回れるように高水敷に遊歩道をつけている。あとは、あまりうまくいっていない例だが、佐波川出張所の前に水辺の整備ということで、冬季は工事をやっているので水がないが、カヌー

などを降ろせるようなそういう整備をしている。それから下流域においても、高水敷の生成と、あと樹木伐採と遊歩道を作っている。

維持管理で具体的に誰が何をやっているかというと、可動内の樹木伐採などは当然維持管理上の話なので国がやっている。キャンプ場の草刈りなどをどこがやっているかというと、あそこのキャンプ場自体は、防府市の河川港湾課が窓口となって運営をしている。無料のキャンプ場で、本橋の上流側の清水川との合流点のところにあり、ウェブサイトで申し込むようになっていて、ほぼ毎日絶対誰かがいる。

防府のかわまち協議会自体はもう解散していて、別途NPOを立ち上げてやっているということではなくて、行政側で維持管理を実施されている。かわまちのエリアの中には、それ以外に整備したものとして、これもご存じだと思うが、芝桜がある。幸せます防府というふうに、赤色の芝桜に白の芝桜を入れて文字を浮かび上がらせていて、観光集客ということで、防府に入ってくる時の顔になっている。これも河川港湾課が窓口となっているが、行政側としては最初の仕組みが失敗していて、例えば苗が一部枯れた場合の補填などは、本当は民間委託したかったはずである。防府市は、協議会を各自治会長と一般公募で集めたので、運営管理していく団体を作ることが出来なかつたということで、結局行政がやっている。

それと、本橋の上流側の大きな高水敷のところに芝生広場があるが、そこは、都市計画課が除草管理とかをやっている。国は、堤防の除草を、春から6月頃にかけてと、8月のお盆から10月ぐらいまでにかけて年2回ほど実施する。

今回のかわまちで国が出雲合橋の上流側に新たに高水敷を整備しようとすると、高水敷の面的な占用は市の方でするとしても、その除草管理などを誰がやるのかというところが具体的な維持管理という話になってくる。簡単に言うと草刈で、その刈った草を川の中に放置しておくとみんな流れていってそんなことをしたら怒られる。だから、その体制として、例えばゴミの処分については市で受けもつとか、そういう枠組みというところである。防府市は、キャンプ場や面的に整備されているところに洪水があって、葦が引っかかったり、ゴミが流れてきてキャンプ場の上にかかりたりとかすると、職員が回収に行っている。だから、利活用ということで、具体的に出水があって洪水があった後は誰が清掃に入るのかという話が具体的な内容になってくる。

それから、トイレや駐車場の拡充を市の方で検討されているが、駐車場はアスファルトがあるのでゴミの清掃ぐらいだろうが、そう言ったところ

とか、例えばカヌーをやるという話で、明らかに水の流れを阻害しているとなつたら国で手を出せるが、カヌーをするのにここはちょっと掘れていたほうがいいとかいうことで、川の中に重機を入れて浅場造成とか深みを作ったりというのも維持管理の一環になってくる。

だから、何をやるのかということを今まで議論してもらって、それに対してのハード整備、今回パース絵をつけて坂路を作つて高水敷を作つて、水場に降りる親水護岸も作るという話をしているので、そこに対して出てくる維持管理はある程度想定されている。ハードはこれでいくというのは今までの議論の中である程度示している段階だと思っているので、あとはそこに対してどういう維持管理が発生するのかというのが、今私が言ったような話になる。

それと、利活用の部分の話をずっとしているが、誰が何をするのかということで、キャンプ場を本当にやるのか、ドッグランをするのかなどは今から詰めていけばよい。テントサウナもいいが、それを月1でやるのか週開催でやるのか、どういう形でもよいと思うが、その利用者が維持管理にどう関わるのか。そこで収益を上げる。その受け皿をどういう形で受けていくのかというところを今から議論してもらいたい。

国交省として計画書にどういうことを書いてほしいかというと、可能であれば、民間のそういう受け皿の団体があるなら、利活用と維持管理の部分に具体的に「除草」とか「清掃」とか記載する。「清掃・除草については、民間のNPOでやる」とか、形は何でもいいがやると書いてもらったら一番嬉しい。協議会の中で枠組みが出来ていて、計画書の段階からそこまで書いてあると通りやすい。

A委員 行政が何を求めているかというところをはっきりさせてほしい。そこから維持管理が明確になってくると思う。そうすると、NPOを立ち上げないと対応できないとか、あるいは除草程度なら使つてている団体で何とかなるとかがわかつてくる。

国交省も市も堤防の除草作業をやっておられる。自分たちも民間でやつてている。そういうことである程度維持管理が出来るのであれば、そんなに大きな組織を作らなくてもいいという思いもあった。だから何を維持管理として今後求めておられるのかということを明確にした上で、そこからどう維持管理組織を作っていくかという話になると思う。

国交省 利活用が先だと思う。どう使うかで維持管理するかどうかが変わってくる。

- A委員 年間計画を作つてみようと思っている。既存で使つている団体はもうわかつっているので、あとは想定で、こういうところはこの辺で使うとか考えてみる。そして、そこに団体名を入れて、民間で使うならどういう維持管理が必要かを明確にしてしまえば、1年間のプランが出来る。それで、利活用や維持管理が明確になると思う。それをたたき台にして話し合えば、NPO団体を作らないと維持管理できないとかの話になると思う。だからまず何を求めておられるのかというところをまずははっきりしてもらおうと、維持管理のこと考えることができる。
- G委員 でも何ができるかどうかまだ分からぬ。
- A委員 例えば年間プランを立てる。出雲地域づくり協議会が8月に清掃活動をやっているが、そういうのを全部入れると、そういう既存の団体に維持管理として何を求められているのかというのがわかる。それ以外のところに求められる維持管理は何があるのかははっきりさせてもらったら、それをベースとしてちゃんとした組織が必要ということになると思う。
- G委員 でも、まだ何ができるか分からぬのに、行政側ははっきり言えないと思ふ。
- C委員 既存のもの以外のものを考えて企画する人たちが出てくる可能性もある。だからその受け皿を早く作らないとその議論もできない。あと半年しかない。何か受け皿を作らないと前に進まないのはもうわかっている。Aさんが危惧していることを、国交省と次の会議までにしっかり話してもらいたい。
- E委員 NPO法人を立ち上げるか立ち上げないかより、それを構成する人間が誰かということが一番大事だと思う。いろいろな話のなかで、若い者がと言われば青年部になってしまふが、青年部だけでは絶対無理である。協議会の中に年輪の会とか婦人会とかいろいろな団体があるので、そこから人を入れて、まず受け皿を作るということをしないと、例えば八坂村づくり協議会に任せるということになつても、村づくり協議会には情報が全くない。こういうふうにやるというのがないのにお願いしても、知らないと言われたらそれでお終いである。その後で作れたらよいが、誰も手をあげなかつたらどうすることもできない。

お金のことについても、委託料が出るとかそういう話も聞いてない。青年部もいつまでも人がいる訳ではないし、どこの団体もそうだと思う。どこかがちょっとずつ被ってやるしかないと思っている。行政側から今後、そういう話が出てくればいろいろな話ができると思うが、それはまだ言えないと思う。

C委員

特定の一つの団体が引き受けてやるというのは意味がないと思うし、絶対無理だと思う。だからこうやっていろいろな団体が集まって話している。受け皿を作っていくないと、お願いしようにも声をかける人がいない。この協議会はもう2年ぐらいやっているので、ここにいる人が一番情報を持っている。なので、ここを中心に組織を作ったらよい。法人にするかどうかはどちらでもよい。

それと、3つのゾーンのうち一つは保留、合流点と出雲合橋のところは、既に出てるプランを基にコンセプトをしっかり決めてほしいと言われている。それぞれのゾーンは、一番関心の高いグループを中心に、他の団体ももちろん一緒に協議する。今言っていたのは掃除だけだったが、本当に掃除だけですむかどうかはわからない。委託金があるかどうかはその先の話。お金というのはなければないようにやるしかない。あればあったようにやる。そう考えるしかない。やっとここまできた。今受けないでどうするのか。

E委員

前回の会議でも会長がAさんにやれと言われたこともあるし、西川や堀の自治会だけでやるという話にも絶対ならないと思う。徳地のために今回やることである。

C委員

どうやるのかは先のことである。やろうという結論にしないと、次の会議までつまらない時間を過ごすことにならないだろうか。まず受け皿を作ろう。それをどうするのかは議論しないと決まらない。ここにいる人だけで決まるわけがない。商工会や婦人会、観光協会などで集まって、合流地点のところを考えたりするミーティングとか会議をすればよい。そうしないと進まない。

E委員

入らないとは言っていない。みんなが一緒にやると言ってくれる確約がない。行政側も担当が変わると話が変わったりするので、行政のほうからも維持管理の部分を一緒になってやろうということを言ってほしい。

藤田課長

行政なのでどうしてもお金の話をするようになるが、当然維持管理費というのがある。今も佐波川の高水敷の合流点の部分を外部委託して、草刈りをしているという状況もあるし、公園として成り立てば、当然委託費は計上していかないといけない。それをやっていただくのは団体の皆さんであり、頭となるものがあれば契約ができる。それは別にNPO法人でないとできない訳ではなくて、団体であればできるので、そこが利活用と維持管理の部分、さっき言ったように、現状、清掃と草刈が主になると思うが、そういう部分を対応していただければということである。  
防府市の場合は、市長からきたものだったので、全て行政で行っていて、河川港湾課の課長など頭が痛い状況である。本庁からはそういうふうになるのは駄目だと言われていて、スタートは地域から上がってきたということで、地域の皆さんにも少し汗をかいていただきたい。

A委員

防府市が行政指導でやってこられたという反省点がここに出てきているのかなと思う。そこは我々受益者負担という考え方で、我々は利用する側で、利用する側には責任があるので維持管理に関わっていかないといけないというのは分かる。

C委員

民間で出来るところはやろうという話である。そちらの建設的な議論を前に進めたい。

G委員

維持管理の話が前に出ているが、利活用の話が一番大事なのではないかと思う。維持管理は利活用して初めて必要なのであって、利活用の部分が何も決まってない中で、維持管理の話ばかりしても何も進まないとと思う。まずは利活用するためや行政側との受け皿としての団体が必要だと言われるのはもっともの話で、そうでなかつたら個別に出すわけにはいかない。

C委員

コンセプト。ここで何をやるかによって変わってくる。

A委員

重源像のところで何をやるかなどは今までの話し合いの中で出てきているし、出雲合橋のところも話が出ている。それをもう少しコンセプトを明らかにする必要があり、計画に明確に盛り込まないといけない。重源像のあたりで今もうやっているものもあるし、今からやりたいものもある。健康作りなのか、賑わいなのかという話で、何をコンセプトにするかということである。

国交省 一つにする必要はない。健康づくりとアクティビティということでもよい。カヌーと公園と健康遊具の話も前回出たと思うが、サイクリングロードがあるからそこを遊歩道にして散歩できるようにしようと看板の話も出ていたと思う。そういう健康作りと、水辺を使ったアクティビティというゾーニングのコンセプトでもよい。それは今まで協議会のなかで散々言われていたので、ある程度コンセプトは決まっているのではないかと思っている。

A委員 出雲合橋のところはどうなるのか。

国交省 イベントではないだろうか。キャンプ場という案と、ドックランという案も出ていたと思う。実際、他の佐波川下流も見てもらったらわかると思うが、高水敷を公園で使ったりとか、防府であればキャンプ場で使ったりとか、公園で使っているところはドッグランとかでも普通に使っているが、そういった使い方でよいのかどうか。例えば、防府市で昔やってたように、フリーマーケットをやるということであれば、賑わいの場の創出というのが一つのコンセプトということになる。

A委員 フリーマーケットは、花ねこの金子さんに聞いたら、あそこにトイレが出来たらフリーマーケットがやりたいと言われた。

国交省 そこは先程言っていたように、例えばNPOなどの受け皿を作つて、補助金をもらって、その時だけ簡易トイレを持ってきててもよいと思う。そういうイベントをやるのに簡易トイレを置くというのは河川占用になる。更に紹介をしておくと、NPOを作つて、そういう活動を川を使っていっぱいやっているという話になると、河川協力団体という制度があって、過去5ヶ年の実績は必要となるが、河川協力団体の枠組みをもらうと、占用の申請が協議でよくなるのでとても早くなるというメリットもある。

A委員 そう考えるとNPO法人が必要ということか。

国交省 法人の必要はないが、団体であればそういうのもできる。先ほどからコンセプトをはっきりしようと言っているのは、具体的な計画で、誰がそこで何をするのかという利活用が示せていないので、こういうコンセプトでやると言い切れていないだけである。なので、こういうのがあって、地域にこういう人がいて、こういうことをやりたいという話がもうあれば、

それがすでにコンセプトになりうるネタになるので、それでよい。あとは地域で今までやられていることが維持管理そのものに直結していると思っている。

H委員 やはり行政との受け皿はきちんとしないと行政も進まないし、我々も前に進まない。そういう意味では、NPO法人の立ち上げは今から勉強しないといけないが、ある程度補助金も出ると思う。そういうのを利用できる可能性もある。そういうのを早く立ち上げて、行政と交渉できるだけのしっかりした組織をつくる。これがはっきりわかるようにしないと前に進まない。利活用のほうが優先するが、そっちを作つて維持管理を考えればよい。私はNPO法人を立ち上げることについては大賛成である。

D委員 以前三つのグループに分かれた。その時に各地区で要望の案が出た。それはぜひ必要なので、それを根本的に考えたい。皆さんが必要とするものは、あの時に各地区で出したので、それを煮詰めて、あとはそれをとりまとめればよいと思う。

A委員 八坂むらづくり協議会の規則などを見せてほしい。我々も勉強しなくてはいけない。必要なものだということは分かったので、たたき台のようなものがあったほうが作りやすい。具体的にどんな組織にすればよいのかというのがあったほうがわかりやすい。もし経験者がいらしたら、教えてもらつて勉強する。

G委員 NPOを申請して、認可が下りるまで手続き上はどれぐらいの期間が必要なのか。

C委員 行政にお願いしたらいいのではないか。それに合うように作つたらよいのではないか。

A委員 方向性としては、ここにおられる方が入るということでよいのか。

会長 入る入らないは本人の意思だし、一般の人にも公募をかけねばよい。

C委員 どういったやり方がよいのか。公募して募集したらまた一から説明しないといけない。とにかく時間がない。

I委員

NPOあれ、NPOとは違う組織あれ、必要あれば作るというのはいいと思う。実際NPOが何をするのか、何ができるのかを、この場とは別に、作ろうとする人たちで、NPOの定款を検討して、どういうものを作ったら役に立つか、これから行政と一緒にになってやっていけるパイプとなるのかを先にチェックしないと、作った後で、これでは困ると言わても困る。だからまずどういうものができたら、より今の話が進みやすくなるのかどうか一度確認したほうがよい。時間がないというのはすごくあるが、ただ、この場ではもう決まらないと思う。こういうNPOを設立して、こういう活動をしたいと思うというようなものを作らないと、作る作らないのことにならないと思う。それから、もう一つ私が聞きたいのは、NPOなり法人なりでないとだめなのか。例えば個人でもよいのか。

国交省

個人はだめである。最低、単位は地域だと思う。

I委員

川の中でやることを計画する時に気になるのが、どういうものだったら許可ができるのか、河川の中に置けるものと置けないものが明確になっていたら、提案がスムーズにしやすいと思う。こういうことがやりたいと言っても、言った後で結局またこういうのは無理だと言われてしまうと難しくなる。例えば、ドッグランの話。河川敷にドッグランを作るとなると、柵は作っていいのか、柵は固定でいいのか、洪水予報が出たときに撤去可能な柵でないといけないのか、そういうこともあらかじめわかっていないと、その敷地をどういうふうに利用できるのかがわからない。トイレはどの高さにないといけないのか、仮設であれ常設であれ、洪水時に水が来る高さには当然無理だとか、前提条件がいっぱいあると思う。それがわかれば、今まで何度か話し合っていろいろな案が出ているので、それを基準に当てはめてまとめるだけでかなり完成してくると思う。

それと、維持管理としてNPOの設立。NPOが草刈りや掃除をするのか、NPOはその草刈や掃除を計画して管理するのが仕事なのか、役所との交渉で、例えばそれに補助をもらうとかそういうことをするのが仕事なのか。私がさっき個人と言ったのは、今、自分にできる範囲のことを家の周りで少しやっているが、一番困るのは、刈った草の始末や拾ったゴミの始末である。個人でやっているので、自分で分別して地域のゴミ出しの時に出している。ゴミを1時間拾つたら、分別とゴミ出して捨てるより何倍も時間がかかった。だからその処分の仕方が簡単であれば、ゴミを捨うとか草を刈るとかというのは大した仕事ではない。毎朝起きて1時

間草を刈れば結構刈れる。ただ後が大変。だからそういうのを自分でやって差し支えないのであれば、手続きをして、出来るうちはやりたいと思っている。それがNPOなりの指導管理がきちんとできるような組織ができれば、そういうこともやり易くなると思う。だからNPOで何をするのか、何ができるのかで、最後には誰がやるのかになる。誰がやるかは何をするかに相当かかると思う。やる内容によっては、協力はしたいけど実際は無理だという人もいるだろうし、率先してやろうという人もいると思う。何ができるかを一度話して、どういうものが出来たらかわまちづくりの今後の話に役に立つかどうかをやってみるのが必要ではないかと思う。

G委員 言われる通りだと思う。NPOか、設立、勉強会、設立準備委員会がいいのかどうかわからないが、協議会の板垣会長の名前で呼び掛けをしてもらって、さつき公募という話もあったが、いろいろな形で、そういう会合を勉強会も含めて一度ぜひやってもらいたい。それでまたみんなが理解してさらに深まっていくと思う。

会長 12月22日までにやってほしい。

藤田課長 スケジュールだが、こちらの都合で申し訳ないが、次回は12月22日にお願いしたい。ある程度そこまでに素案の部分は作りたいと思う。特にソフトの利活用の部分は出ているものをまとめた上で提案するが、その上で運営母体というか、その取り仕切りをする母体をどうするのかというところはぜひ協議してほしい。

会長 22日までにみんなを集めて協議しないといけない。NPOはこうして立ち上げるとかの話を煮詰めていかないといけない。やろうという雰囲気になっていないと22日に会議ができない。

C委員 さつき公募しなくてもいいと言ったのは、2年間の間にこれにかかわった人だけでも結構いる。その人たちには、今ここまで来たというフィードバックの意味でも声かけする意味はあると思う。

D委員 今日こられている皆さんに、NPOとはどういうものかを宿題にして勉強してきてもらうのはどうか。

- C委員 行政からだれか派遣してもらえないのか。勝手に勉強してやるというものではないのではないか。
- I委員 受付をして、チェックする部署があるはずである。その部署だとこういう要件を満たしていないと設立できないというのがわかっているはずなので、そこだけ教えてもらえたらいよ。  
ただ、ひとつ気になるのは、設立時にある程度の費用が必要だったと思う。それから設立後の収益。利益はでなくていいが、運営していくけるという裏付けがなにかないとNPOは設立が難しいという記憶がある。補助の受け皿だけの団体だとちょっと難しかったような気がする。自分たちでも何かして、利益は出ないが運営していくという柱があって、仮に利益がでた場合は、施設運営のために使うという感じだったと思う。
- C委員 ネットで見ると、法人にするには最低3ヶ月と書いてある。なので、法人格をとる前に任意団体で新しい組織を作つて、それで話を進めて法人格をとるという話になつたらとればよいのではないか。そうしたら早くできる。任意団体ならすぐできる。だから受け皿としての任意団体を作ることから始めればよい。22日までに何回かやって、ある程度形が見えないと、22日の会議はなんの意味もない。行政は出すところまで出している。名称は、とくち佐波川かわまちづくり協議会でいいのではないか。
- 藤田課長 名前はとくに問題ない。同じ名前でそのまま団体を作られてよい。要は最終的に計画書にそういう団体がやっていくということが書ければ、国も安心ができるというところである。
- 会長 では22日までにやりたい。日程を決めたい。
- G委員 その時には、内容を検討する会の他のメンバーにも来てもらったほうがよいのではないか。呼びかけをお願いしたい。
- 国交省 可能であれば、利活用を予定されている方には必ず声をかけてほしい。
- A委員 では6日午後6時。
- I委員 6日にNPO設立に向けての話し合いということで話が進んでいるが、ひとつ事前にみなさんに考えてほしいことは、商工会とかいろいろな団体

がそれぞれ目的があると思うが、NPOを設定するのは、このかわまちづくりを進めるためのものを作るのか、それとも徳地として今後、佐波川だけでなく島地川はどうなのかとかいろいろな意見が出てくると思うが、かわまちづくりだけのNPOでなくするのかどうなのか。

会長 それは動き出してからのことである。

C委員 それはやめておいたほうがよい。観光協会も徳地全体のことを考えてやっているが、今回動いているのは徳地のかわまちづくり、しかもソーンが決まっていて、それ以外でやるのならまた別のところでやった方がよい。広げていたらまた何年もかかる。受け皿をどうするのか、どんなことを事業としてやるのかを検討したい。

藤田課長 6日の会議には、これまでグループ討議をして、ここで何がしたいということを皆さんが出し合ってまとめたものがあるのでそれを提出する。それであらかたの絵は見えると思う。その中でもう少し掘り下げていただき、利活用の方をお願いしたい。  
次の22日にはそこをまとめて、市の中で計画書の承認をいただく手続きに入りたいと思っている。来年の4月には出さないといけないと思っている。  
ご案内したように、次回の協議会は、12月22日にここで開催する。計画の素案をあらかたお示しができるような形にしたいと思う。その前段の6日の引受団体の話については、また別途でさせていただきたいと思う。